



市民憲章

Civic Charter

市民参画のグローバルな枠組み

The Global Framework for People's Participation

OUR VOICES
WILL NOT BE
SILENCED

SA... PROMOTE

目次

1. 序文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2
平和的集会と結社の自由の権利に関する国連特別報告者 マイナ・キアイ
 2. 市民憲章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.3
市民参画のグローバルな枠組み
 3. 市民憲章 付録・・・・・・・・・・・・・・・・ p.5
 4. 市民参画のスペースを守る・・・・・・・・ p.8
市民憲章について – 市民参画のグローバルな枠組み
-

WWW.CIVICCHARTER.ORG

市民憲章は、ハインリッヒ・ベル財団(Heinrich Böll Foundation)、オーク財団(the Oak Foundation)、オープン・ソサエティ財団(the Open Society Foundations) およびウォレス・グローバル基金(the Wallace Global Fund)の協力のもと作成されました。

世話人:国際市民社会センター(International Civil Society Centre)
Agricolastraße 26 / 10555 Berlin, Germany,
Phone: +49 30 20 62 46 97 11 / Fax: +49 30 20 62 46 97 19
mail@icscentre.org/ www.icscentre.org

市民憲章(日本語版)は、立正佼成会一食平和基金の支援により翻訳・作成されました。

日本語版発行:特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18アバコビル5F
Tel:03-5292-2911 / FAX:03-5292-2912 / janic-advocacy@janic.org

www.janic.org

日本語版発行日:2018年6月5日

序文

平和的集会と結社の自由の権利に関する国連特別報告者 マイナ・キアイ (Maina Kiai)



21世紀初頭の今、世界が多くの問題に直面していることは明らかです。ほんの数例を挙げれば、貧困と不平等の拡大、暴力的過激主義、「自分と異なるもの」に対する不寛容、壊滅的な気候変動の可能性、そして失敗国家があります。確かに、これらの問題は時に巨大で複雑に見え、絶望に陥りそうになるものです。

しかし、私たちが直面している最大の困難は、実は、私たちの多くが、これらの問題をどう解決するかについて発言権を奪われていることです。何十億もの人々、実に世界の大多数は、自分の才能を提供し、アイデアを共有し、要望を述べることを許されていません。

平和的集会と結社の自由の権利に関する国連特別報告者という仕事のなかで、私はこのギャップを日々目撃してきました。抑圧的な権威主義体制から”伝統的な”民主主義体制にいたるまで、多くの社会で有意義な市民参加のスペースが奪われています。これは時に、民主的なスペースを閉鎖する抑圧的な法律によって構造的に行われています。あるいは、市民参画の限界まで果敢に挑戦する人々に対する脅迫、迫害、残虐な暴力を通じて、もっとあからさまに行われることもあります。

いずれにしても、その真意は明らかです。権力者たちは多くの場合、私たちの意見を聞きたくないのです。たとえ現体制が私たちを滅亡に導くとしても、体制を変えたくないのです。しかし私の仕事のなかでは、その逆のケースも見ることができました。

集会と結社の権利は参加の重要な土台であり、人はそれらの権利を行使する欲求をほぼ本能的に持っています。それが許されるとき、すばらしいことが起こります。地域社会は団結して共通の利益のために働きます。人々は政治的意見を平和的に表現することが認められ、指導者は説明責任を負います。芸術と科学は繁栄し、アイデアの共有はイノベーション（革新）を生みます。宗教団体は共存することができ、労働者と雇用者は対話します。

そしてなにより、人々は社会に貢献します。破壊よりも構築することに意欲を感じます。これは、他のどのシステムよりも、社会に安定と繁栄をもたらします。

私たちの世界は、確かに文明社会がかつて見たことのないほどの深刻な問題に直面しています。しかし、私は必ずしもこれらの問題によって絶望していません。私たちは力を合わせれば、解決する能力があると確信しています。しかし、そのためには私たちが協働することが許されなければなりません。市民憲章は、これを行う権利の再確認であり、私はこの憲章を支持することを誇りに思います。



市民憲章

市民参画のグローバルな枠組み

私たち市民は、社会の形成に参加する権利を持っています。

人権と基本的自由は、世界中でますます侵害されています。ますます多くの国で、人々と市民組織は厳しく制約され、社会の形成に参加する権利を剥奪されています。活動家は脅迫され、起訴され、迫害され、投獄され、拷問され、殺害されています。市民社会組織は、「外国のエージェント」や「過激派」という汚名を着せられ、業務を邪魔され、資金を奪われ、活動を禁じられ、解散させられています。公共の意思決定への市民参加の手段は、制限または封じられています。

しかし、真に人々が参画しない限り、根強い貧困、暴力的過激主義、不平等の拡大、気候変動など、深刻な脅威となっている問題を、世界は克服できません。

人々の個人的・集団的参加は、民主主義に命を吹き込み、意義を与えます。人権を守り、開発を達成し、公正で寛容かつ平和な社会を構築するため不可欠です。そして、公職やその他の権力を持つ立場にある者が自らの行動に責任を持ち、共通の利益のために働くようにします。

私たちは、自分の地域社会や国、そして私たち全員が共有するこの地球を形作ることへの人々の参加を阻止するあらゆる試みを頑として受け入れません。

市民憲章は市民参画の枠組みです。

市民憲章は、私たち共通の人間性に根ざしており、普遍的に受け容れられている人権、自由および原則を反映しています。市民憲章は、市民参画の枠組みを提供し、既存の国際法や国際協定で保障されている市民の権利を明らかにします。

世界のすべての政府、すべてのレベルの行政、国際機関、企業、市民社会組織が、この市民憲章の規定を完全に尊重し、実施することが不可欠です。

私たち市民は、以下の権利を有します。この権利は、いかなる差別も無く、あらゆる場所で、尊重、保護、推進され、全面的に実施されなければなりません。

-  **1. 表現の自由：**すべての人は、自分の見解や考えを共有、議論、促進し、他者の考えを支持し、あるいは反対意見を表明する自由がある。
-  **2. 情報の自由：**すべての人は、あらゆる公共の情報に容易に且つ遅滞なくアクセスする。
-  **3. 集会の自由：**すべての人は、平和的な形で集まり、共通の目標や願望を追求する自由がある。
-  **4. 結社の自由：**すべての人は、平和的な方法で共通の目的を前進させるために、組織を結成、参加または支援する自由がある。

すべての人々がこれらの権利を享受できるようにするためには、以下が保障されなければなりません。

-  5. **効果的な参加**：市民と市民社会組織は、地方、国、地域および世界レベルで公共政策と意思決定に真に参加でき、影響を与えることができる。
-  6. **財政的支援**：市民と市民社会組織は、国内外で財政的支援を得る、または提供する自由がある。
-  7. **協力の機会**：市民と市民社会組織は、国内外で対話と協力を行う自由がある。

これらの権利は、他人の権利を侵害したり、憎しみ、差別、敵意または暴力を扇動あるいは促進したりしない限り、正当に主張することができます。

市民、政府、公共機関の協力が、すべての人に最大の利益をもたらすことを確保するためには、以下の原則が守られなければなりません。

-  8. **保護する義務**：市民と市民社会組織が、迫害、拷問、生命に対する脅迫なしに自由に参画し、また、基本的自由の行使に関して集団的懲罰を受けないことを、各国政府は保証する。
-  9. **政策環境**：各国政府は、この憲章で述べられている権利と自由を、尊重、保護、促進、履行するための法的、行政的、その他の措置をとる。また、国際的な公平性の基準に則って容疑者を裁くことを目的とし、個人や組織に対する攻撃を捜査する。
-  10. **公的な説明責任（アカウンタビリティ）**：政府、企業、市民社会組織は、市民に対して説明責任を負う。

私たちの個人的・集団的責任

世界中で市民と市民社会組織は、正義と尊厳を求めて努力しています。彼らの活動は、私たちが力を合わせて共通の課題を克服する機会を提供しています。

政府、企業、市民社会組織のいずれに従事してようと、平和で公正かつ持続可能な未来に貢献し、実現することは、私たち共通の責任です。

市民憲章の加盟者として…

- 私たちは、すべての政府及びその機関が、市民の参加の権利を定めるすべての国際条約や協定を、尊重、保護、促進し、全面的に実施することを求めます。また、企業、市民社会組織、国際機関、その他の個人や組織が、同じくこれらの国際条約に基づいて行動することを求めます。
- 私たちは、この市民憲章が定める市民参画の権利を擁護し、確保することを約束します。
- 私たちは、社会の形成に参加する権利を侵害されたすべての人々と連帯して立ち上がります。

**今すぐ市民憲章に署名し、
加盟者の一員に加わりましょう！**



WWW.CIVICCHARTER.ORG



市民憲章 付録

以下は、市民憲章の各規定を裏付ける国際法、協定およびガイドラインの規定です。この一覧表は、すべての規定を網羅していない可能性があります。

1. 表現の自由：すべての人は、自分の見解や考えを共有、議論、促進し、他者の考えを支持し、あるいは反対意見を表明する自由がある。

- 世界人権宣言 (The Universal Declaration of Human Rights: UDHR) 第 19 条
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant for Civil and Political Rights: ICCPR) 第 19 条
- すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約 (International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families) 第 13 条
- 児童の権利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child) 第 13 条
- 障害者の権利に関する条約 (Convention on of Persons with Disabilities) 第 7 条および第 21 条
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination) 第 5 条 (viii)
- 普遍的に承認された人権及び基本的自由を促進し保護する個人、団体及び社会組織の権利と責任に関する宣言 (以下「人権擁護者に関する宣言」、Declaration on the Right and Responsibility of Individuals, Groups and Organs of Society to Promote and Protect Universally Recognized Human Rights and Fundamental Freedoms: UN Declaration on Human Rights Defenders) 第 6 条
- 先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples) 第 16 条

2. 情報の自由：すべての人は、あらゆる公共の情報に容易に且つ遅滞なくアクセスする自由がある。

- 世界人権宣言 第 19 条
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約 第 19 条
- すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約 第 13 条
- 障害者の権利に関する条約 第 21 条
- 人権擁護者に関する宣言 第 6 条
- 環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参画、司法へのアクセス条約 (オーフス条約、Convention on access to information, public participation in decision-making and access to justice in environmental matters: Aarhus Convention)
- 国家安全保障と情報への権利に関する国際原則 (ツワネ原則、Tshwane Principles on National Security and the Right to Information)

3. 集会の自由：すべての人は、平和的な形で集まり、共通の目標や願望を追求する自由がある。

- 世界人権宣言 第 20 条第 1 項
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約 第 21 条
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 第 5 条 (ix)
- 児童の権利に関する条約 第 15 条
- 人権擁護者に関する宣言 第 5 条

4. 結社の自由：すべての人は、平和的な方法で共通の目的を前進させるために、組織を結成、参加または支援する自由がある。

- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) 第 8 条
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約 第 22 条
- 世界人権宣言 第 20 条第 1 項
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 第 5 条 (ix)
- 児童の権利に関する条約 第 15 条
- 障害者の権利に関する条約 第 29 条
- 人権擁護者に関する宣言 第 5 条
- ILO 条約：第 87 号、第 98 号
- すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約 第 26 条
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 第 7 条 (c)



5. 効果的な参加：市民と市民社会組織は、地方、国、地域および世界レベルで公共政策と意思決定に真に参加でき、影響を与えることができる。

- 市民的及び政治的権利に関する国際規約 第 25 条
- 世界人権宣言 第 21 条
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 第 7 条
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 第 5 条 (c)
- 人権擁護者に関する宣言 第 5 条
- すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約 第 42 条
- 人権擁護者に関する宣言 第 8 条
- 先住民族の権利に関する国際連合宣言 第 18 条

6. 財政的支援：市民と市民社会組織は、自由に国内外で財政支援を受け、提供する自由がある。

- 市民的及び政治的権利に関する国際規約 第 22 条 (参照：(1) Human Rights Committee, communication No. 1274/2004, Korneenko et al. v. Belarus, Views adopted on 31 October 2006, para. 7.2. および (2) 2013 Report of the Special Rapporteur on the rights to freedom of peaceful assembly and of association, Maina Kiai, from page 4)
- 人権擁護者に関する宣言 第 13 条
- 宗教および信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言 (Declaration on the Elimination of All Forms of Intolerance and of Discrimination Based on Religion or Belief) 第 6 条項

7. 協力の機会：市民と市民社会組織は、国内外で対話と協力を行う自由がある。

- 人権擁護者に関する宣言 第 5 条● 児童の権利に関する条約 第 15 条
- 釜山パートナーシップ文書(The Busan Partnership for Effective Development Cooperation)第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 18 条および第 20 条● 人権擁護者に関する宣言 第 5 条
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約 第 19 条● すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約 第 26 条
- 民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言 (Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities) 第 2 条
- 先住民族の権利に関する国際連合宣言 第 36 条

8. **保護する責任**：市民と市民社会組織が、迫害、拷問、生命に対する脅迫なしに自由に参画し、また、基本的自由の行使に関して集団的懲罰を受けないことを、各国政府は保証する。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）市民的及び政治的権利に関する国際規約人権擁護者に関する宣言

9. **政策環境**：各国政府は、この憲章で述べられている権利と自由を、尊重、保護、促進、履行するための法的、行政的、その他の措置をとる。また、国際的な公平性の基準に則って容疑者を裁くことを目的として、個人や組織に対する攻撃を捜査する。

- 国連人権理事会決議 27/31 「市民社会スペース（Civil society space）」
- 人権の擁護者の状況に関する国連特別報告者の報告書（2013年、マーガレット・セカグギヤ、Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights defenders, Margaret Sekaggya）
- ビリニユス宣言（The Community of Democracies 2011 Vilnius Declaration）
- 人権擁護者に関する宣言 第2条 12項 人権擁護者に関する宣言 第2条 12項
- 国連総会決議 41/128 「発展の権利に関する宣言（Declaration on the Right to Development）」 第6条

10. **公的な説明責任**：公的な説明責任（アカウンタビリティ）：政府、企業、市民社会組織は、市民に対して説明責任を負う。

- 国連人権理事会決議 27/31 市民社会スペース
- 釜山パートナーシップ文書 第22条および第23条
- 国連総会決議 70/1 「2030アジェンダ」
- ビジネスと人権に関する国連指導原則（UN Guiding Principles on Business and Human Rights）

市民参画のスペースを守る

市民憲章について — 市民参画のグローバルな枠組み

市民憲章とは？

市民憲章は、市民が社会の形成に参加するためのグローバルな枠組みです。2 ページにまとめられており、共通の市民的権利と政治的権利を明示しています。個人や団体が署名し、共同行動の基盤として使えるようになっていきます。市民憲章は、普遍的に承認されている人権、自由および原則に基づいており、権利を主張する人々が基準として参照し、また、意識向上、アドボカシー（政策提言・権利擁護の活動）、キャンペーン運動のツールとして使用することができます。市民憲章は、市民参加のスペースを守るための地方的、国内的、地域的および世界的な戦いの連帯を促進します。

市民参加のスペースが脅かされている

世界中で市民は今、自国政府からの反動的な締め付けに直面しており、政府黙認の下で非国家主体、企業、民間警備事業者などによる脅威にさらされています。CIVICUS（訳注：市民社会の参画を推進するネットワーク NGO であり、南アフリカ共和国に本部を置く）による市民社会の状況についての 2016 年の報告書は、「世界 100 カ国以上でひとつ、あるいは複数の種類の市民的自由が深刻に脅かされている」と述べています^①。多くの市民活動家が行方不明、または殺人の被害者となっており、現在活動している市民活動家は、生命の危機に怯えざるをえない状況です。市民社会組織とその職員は、脅迫、逮捕、銀行口座の凍結、活動許可の取り消し、ウェブサイトの閉鎖、行政への登録の強要、事務所の閉鎖に直面しています。

世界各国の政府は、市民社会組織や活動家などを一定の枠内に閉じ込めるさまざまな戦略を、お互いから学び合って実施しています。過去 3 年間だけでも 60 カ国以上が、市民社会組織を規制する法律を策定し、反テロリズム、メディア、サイバー犯罪などに関する法律に制約的な条項を導入しました^②。これらの政府は、このような法律や制約を正当化するために、独立した市民社会組織を貶めるようなイメージを広め、本来は社会を発展させたいという人々の思いが原動力であるはずの市民社会組織を弱体化させています。

2014年4月、ハンガリーの右派保守政権の首相は、特定の国々からの資金がどのようにハンガリーの市民社会組織に提供されているかについて検証を再開すると発表しました。これが、独立した市民社会組織に対する、政府による一連の空前のハラスメントの始まりでした。

オコタルス財団は、争いの真ただ中に押しやられました。私たちは、メディアによる組織的な中傷攻撃の標的となり、また、手荒く無遠慮な財務監査の対象となりました。あらゆる種類の違法行為の疑惑をかけられ、それを晴らすために闘いました。正式な刑事捜査が始まった際には、裁判所で自らを弁護しました。私たちは事務所や自宅の襲撃を生き延び、コンピューターと資料を没収された後でも、団体を再建しました。私たちは再び立ち上がって、市民が主体となった環境民主主義への取り組みを続けることを決意し、それを実行しました。

ヴェロニカ・モラ（ハンガリー／オコタルス財団、Veronika Mora, Ökotars Foundation）

^① CIVICUS: <http://civicus.org/images/documents/SOCS2016/summaries/SoCS-full-review.pdf> [accessed: 09.09.2016]

^② ICNL: http://www.icnl.org/news/2015/05_26.4_Rutzen.pdf [accessed: 21.09.2016]

最近では、正当な市民社会組織や有名な活動家を「外国のエージェント（代理人）」と誹謗中傷することが、戦略としてよく使われています。世界中の多くの国で国家主義と排外主義が高まっていることから、多くの政府は、市民運動や市民社会組織の活動が国家主権を損なっていると糾弾するのです。その「証拠」として、国外組織とのつながり、特に国外からの資金援助が引き合いに出されます。外国から資金を受ける市民社会組織に「外国のエージェント（代理人）」というレッテルを貼るロシアの法律がその一例です。これによって市民社会組織や活動家などを犯罪者と看做したり、誹謗中傷することが制度化されました。この法律が制定されて以来、世界の多くの政府がこの手法を真似ています ③。

市民社会組織や活動家などを制約するために使われているもうひとつの戦略は、市民社会組織や活動家などの活動を、国家安全保障、特に暴力的過激主義やテロの脅威と結びつけることです ④。国家安全保障という名目のもと、人々が平和的な集会の権利を否定されることが頻繁に起こっています。政府は、政府に批判的な組織を過激派に分類することで、その組織を取り締まることが多くあります。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、コンゴ民主共和国の非常に恐ろしい例を挙げています。カビラ大統領を非難する活動家たちは、「"テロ活動"や"暴動"を企てた」とされ、「平和的な抗議活動を組織した後に、投獄され、暴行を受け、脅迫されました」 ⑤。カンボジア、エジプト、タジキスタン、インド、中国、パキスタン、バングラデシュなどの国々は、テロとの戦いに必要であると主張して、市民社会組織への国外からの財政支援を制限しています。

大企業による環境や社会への負の影響に対抗するために活動する市民社会組織や活動家も、政府黙認の下で行われる弾圧に直面しています。採掘セクターやその他の産業などによる環境に有害な行為や土地収奪に対して、市民社会が反対の声を上げるとき、多くの場合、活動家は命の危険を感じます。

最近注目された例では、2016年3月にホンジュラスの環境活動家、ベルタ・カセレス（Berta Cáceres）が殺害されました。グローバル・ウィットネスの調査によると、土地収奪や環境破壊に立ち向かったために、少なくとも毎週2人が殺害されています ⑥。

2016年9月、エジプトの裁判所は、国外からの違法な資金供与と無許可で活動を行ったという罪で、高名な人権擁護者5名と有力な市民社会組織3団体の資産を凍結しました。シリアでは、オンライン表現の自由を推進する平和的な活動家、バッセル・ハルタビル(Bassel Khartabil)が、2012年3月以来、隔離監禁されています ⑦。シリア人映画制作者・ジャーナリスト、ナジ・ジェルフ(Naji al-Jourf)は、アレッポにおけるISISの残虐行為を公開した後、2015年12月27日にトルコ南部ガズィアンテプ州で何者かに射殺されました。バーレーンでは、主要な人権活動家であり、バーレーン人権センターの設立者でもあるアブドゥルハディ・アル=カワジャ(Abdulhadi Al Khawaja)が、政治的動機に基づいた不公正な裁判によって2011年6月以来、終身刑に服役しています。これらは、市民社会に対する取り締まりが引き続き非常に厳しく行われている中東と北アフリカのほんの一部の例です。

モアタズ・エルフェジエリ(エジプト/フロントライン・ディフェンダース、Moataz El Fegiery, Frontline

③ ICNL: <http://www.icnl.org/research/journal/vol17ss1/Rutzen.pdf> (see p.8-9) [accessed 21.09.2016]

④ Human Rights Watch: https://www.hrw.org/sites/default/files/world_report_download/wr2016_web.pdf [accessed: 09.09.2016]

⑤ https://www.hrw.org/sites/default/files/world_report_download/wr2016_web.pdf, page 10 [accessed: 09.09.2016]

⑥ <https://www.globalwitness.org/annual-report-2015/> [accessed: 09.09.2016]

United Nations Human Rights Office of the High Commissioner <http://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=17229&LangID=E> [accessed: 09.09.2016]

⑦ 訳注)2017年にシリア政府によって処刑された。

ペルーのアンデスの都市ラ・オロヤでは、1922年以来、冶金施設が稼働しており、有害汚染による数多くの被害者が、健康と環境を守るために長年闘い、国内外の裁判所で救済を求め続けています。この闘いは、彼らや彼らを法的に代表する団体の信用を傷つける攻撃や組織的な誹謗中傷に苦しめられてきました。彼らは「反鉱業派」「反開発派」と呼ばれ、街頭で嫌がらせを受けたり、自宅前に犬の死体をぶら下げられるなどの脅迫を受けています。

ラテンアメリカでは、このような問題が増え続けており、それには、計画性に乏しく、ずさんな開発された採鉱場やダム、その他のインフラ開発事業が関連しています。経済的、社会的発展を追求する社会として、私たちは、環境保護者に対する数多くの攻撃がまるで存在しないように装ったり、私たち全員が最終的には支払うことになる財政的、政治的、社会的コストに影響がないように偽ったりすることを止めなくてはなりません。

マリア・ホセ・ヴェラメンディ・ヴィラ(ペルー／環米環境保護協会、María José Veramendi Villa, Asociación Interamericana para la Defensa del Ambiente) Defenders)

カンボジアでは最近、人権擁護者の恣意的な逮捕、平和的な抗議活動に対する警察の弾圧、市民社会組織の抑圧を目的とした法律の策定が行われており、これらは市民社会スペースが急速に狭められていることを示しています。政治評論家、野党議員、人権擁護者が何人も投獄されています。例えば、カンボジアの市民社会組織であるカンボジア人権開発協会(ADHOC: Cambodian Human Rights and Development Association)の役員4名と、国家選挙管理委員会副事務局長は、正当な人権援助を行ったことに関連して2016年4月以来拘禁されています。

7月には、著名な政治アナリストが首都プノンペンで白昼堂々と射殺されました。これは、政治目的の暗殺であると広く考えられています。カンボジアの市民社会は現在、不安の中で活動していますが、これらの事件はさらに恐怖を煽っています。

チャック・ソピープ(カンボジア／カンボジア人権センター、Chak Sopheap, CCHR)

世界中で市民社会が置かれている状況は悪化しています。数多くの政府が、組織的な誹謗中傷や暴力的な措置、抑圧的な法律によって、人々が社会の形成に参加する固有の権利を否定しています。

これは、地球社会が、根強い貧困、不平等の拡大、暴力的過激主義、気候変動、その他の地球環境の限界に対峙している今この時に起こっています。歴史を見れば、奴隷制度の廃止、女性の参政権獲得、環境基準の制定、鉄のカーテンの終焉など、社会的、環境的、政治的進歩の大半は、人々が体制に異議を唱えて行動した結果、起こりました。日々、行動的な市民は、政治に参加し、政治プロセスを形作る手伝いができます。市民社会は、人々のニーズを政府に伝えること、また、政治的な取り組みの有用性や持続可能性を継続的な関与を通じて確保することにおいて、重要な役割を果たしています。

市民社会組織や活動家は、汚職や人権侵害を明らかにし、国が説明責任を果たすように働きかけます。これらすべては、公正な社会を実現するための前提条件です。さらに、人々が社会に積極的に関与し、疎外された人々や公民権をなく奪われた人々と協働することは、環境保護や貧困削減に貢献し、過激化や暴力に対抗します。世界中の人々の積極的で自由な関与がなければ、持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる公正で公平かつ持続可能な社会の実現は不可能です。

東アフリカでは市民の活動のスペースが攻撃されており、地域全体で市民の関与が劇的に損なわれています。ブルンジ、ルワンダ、ウガンダの各国政府は、大統領の任期を延長し、野党政党と人権擁護者が組織化する権利を縮小しました。

ケニアは、ジュビリー連合によって民主主義への移行が損なわれ、失敗に苦しんでいます。集会の権利は縮小され、最近の人権擁護者ウィリー・キマニ (Willy Kimani) のケースのように、人権擁護者は悪質な訴追、組織的な超法規的殺人、失踪の危険にさらされています。タンザニアでは、積極的に発言する人権活動家に対する警察の残虐行為が増加しており、また、政党が平和的に集まり組織化することが制限され、腐敗との闘いにおける市民の関与を弱体化しています。

しかし、東アフリカ地域における草の根的な社会運動の精神は、これらの弾圧があっても挫かれていません。

ガチェケ・ガチヒ (ケニア / マザレ社会正義センター、Gacheke Gachihi, Mathare Social Justice)

作成プロセスとステークホルダー

市民憲章は、市民社会が市民社会のために作成したグローバルな文書です。作成をリードした執行グループには、CIVICUS、国際非営利法センター (ICNL: International Center for Not-for-Profit Law)、アクション・エイド (Action Aid)、アムネスティ・インターナショナル、オックスファム、レンディール・クエンタス (Rendir Cuentas)、VANI (Voluntary Action Network India)、アフリカ・プラットフォーム (Africa Platform)、オーク財団、ウォレス・グローバル基金、ハインリッヒ・ベル財団、オープン・ソサエティ財団などの代表が参加しました。市民憲章を強化するために、2016年には年間を通じて、数百もの市民社会のステークホルダーが三期に亘る開かれた協議 (オンラインまたは対面) を通じて、意見を提供しました。

第一期の協議では、市民参加の価値とは何か、また、市民が社会の形成に参加するために必要な条件について、ステークホルダーに質問しました。



このアンケート調査の結果は、市民社会の参画に関する最も重要な国際的権利と合意についての机上調査とともに、市民憲章の第一草案の基となりました。2016年4月から6月は、第一草案をオンラインで共有し、フィードバックを求めました。数多くの協議を対面で実施し、さらにステークホルダーにアンケート調査と公開コメントを通じてフィードバックを提供するように求めました。この協議の結果に基づいて第二草案を作成し、2016年6月末に13カ国の市民社会の専門家と草の根活動家がタンザニアに集まり、市民憲章をどう進めるかについて徹底して取り組みました。このタンザニアでのワークショップの結果は、第三草案に反映されました。7月には第三草案を一般公開し、世界中のステークホルダーの経験と洞察を最終版に反映するために、フィードバックを集めました。



市民憲章はすべての市民社会のもの

誰でも市民憲章を、その意図を尊重した形で、自由に使用できます。地域および国レベルでは、市民憲章を使って人々の要求の普遍性を強調することができます。また、意識向上のためのツールとして、市民参画の権利についての啓発活動にも使用可能です。市民憲章を使えば、地域的な闘いを世界的な闘いと結び付け、また、署名の重みを活用することによって、アドボカシーやキャンペーンの取り組みを強化することができます。市民憲章の使用例やガイドラインは、今後数ヶ月にわたって開発され、www.civiccharter.org で共有される予定です。

個人・団体は、下記のサイトから市民憲章に署名できます。

WWW.CIVICCHARTER.ORG



